

(協定第11条関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

普通車	大型車	特大車	軽車両等
495.239	742.858	1,800.000	50.000

（注）上表の自動車の種類は、別添1のとおりとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項第 6 号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

(ニ) 経過措置

平成 26 年 3 月 31 日以前に付与されたポイントのうち、平成 26 年 4 月 1 日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の 7 倍のポイントを別途付与する。また、平成 26 年 3 月 31 日以前の走行に対して平成 26 年 4 月 1 日以降に付与するポイントに、当該ポイントの 7 倍のポイントを別途付与する。

② ETC 前納割引

イ 割引をする自動車

ETC クレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器（以下「車載器」という。）とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は 14 パーセント以下とする。

③ 回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ 割引率

割引率は 20 パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前 0 時から午前 4 時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC 車」という。）。

なお、上記にいう「ETC コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3 会社」という。）が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を 3 会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて 3 会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして 3 会社のいずれかから貸与された ETC カードをいう。

ロ 割引率

割引率は 50 パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、

10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が通勤割引の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑥平日夜間割引

イ 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑦平日昼間割引

イ 割引をする自動車

平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑧休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日及び平成26年4月28日に料金所を通行するETC車のうち、普通車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑨障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体

障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添1に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪割引相互の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①及び②並びに④から⑨に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添2において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑫企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成26年9月30日までとする。

別添 1

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第 3 条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第 3 条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第 3 条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもののうち、乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので 3 車軸以下のもの）	法第 3 条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので車軸数の合計が 3 以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が 2 のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの）	法第 3 条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員 1 0 人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの
大型車	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両
	リ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので 3 車軸以下のもの及び車両総重量 2 5 トン以下のもので 4 車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので車軸数の合計が 3 以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が 3 のもの
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもので、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもので、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
特大車	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2 車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が 2 以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が 2 のものと被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両
	ヲ 普通貨物自動車 （4 車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が 4 以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が 3 0 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
軽車両等	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）
	タ 原動機付自転車	法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車
	レ 軽車両	法第 2 条第 4 項に規定する軽車両
	ソ 自転車	道路交通法（昭和 3 5 年法律 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に掲げる自転車

別添 2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ							
前納	×	前納						
深夜	○	○	深夜					
通勤	○	○	×	通勤				
平夜	○	○	×	×	平夜			
平昼	○	○	×	×	×	平昼		
休特	○	○	×	×	×	×	休特	
障割	○	○	×	×	×	×	×	障割

(注) 「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休特」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日特別割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日特別割引、障害者割引
2	マイレージ割引、E T C 前納割引